

## 陸前高田市地域防災計画見直し業務委託仕様書

### 第1章 総則

#### (適用の範囲)

第1条 本仕様書は、陸前高田市（以下「発注者」という。）が実施する「陸前高田市地域防災計画見直し業務」に適用するものであり、請負者（以下「受注者」という。）は、本書に定める仕様に従い施行しなければならない。

#### (業務の目的)

第2条 本業務は、最新の法令や国の防災基本計画及び岩手県地域防災計画並びに陸前高田市を取り巻く社会状況変化、特に東日本大震災の検証により明らかとなった様々な課題を踏まえ、地域防災計画の見直しを行うための方針及び骨子の作成を行うものである。

#### (業務の実施)

第3条 受注者は、業務の実施にあたり、当該契約に基づき、発注者との打合せ協議を十分に行う。

#### (再委託)

第4条 受注者は、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託してはならない。

#### (納期)

第5条 本業務の納期は、平成28年3月25日とする。

#### (成果品に対する責任)

第6条 受注者は、本件業務が完了した場合であっても、受注者の過失による内容の不備や不足が発見されたときは、受注者の負担と責任で直ちに修正し再度提出するものとする。

#### (成果品に対する権利の帰属)

第7条 本業務の成果品に関する権利は発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の許可なく成果品を第三者に公表または貸与してはならないものとする。

### 第2章 業務一般

#### (実施項目)

第8条 本業務の実施項目は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) 見直し方針の検討
- (4) 地域防災計画骨子の作成
- (5) 打合せ協議

(実施内容)

第9条 本業務の実施内容は、以下のとおりとする。なお、業務の詳細については、発注者と協議の上、決定するものとする。

(1) 計画準備

業務を遂行するにあたり、受注者は効率良く業務を進められるよう、全体的な作業計画の立案及び作成、作業方法の検討、適切な人員配置を行う。

(2) 資料収集・整理

業務を遂行するにあたり、受注者は必要な資料を収集・整理する。

(3) 見直し方針の検討

ア 関係法令、上位計画を踏まえた見直し項目の整理

現行の本市の地域防災計画の分析・検証を行うとともに、岩手県や国の中央防災会議、その他関連計画における地震動の予測結果や防災対策に関する資料、各種災害（地震、津波、洪水、浸水、土砂災害等）に関する資料等を収集・分析・検証を行うことにより、現行の地域防災計画において不足している事項や、防災対策上特に留意すべき課題を抽出・整理する。

イ マニュアル等を踏まえた見直し項目の整理

国や県が策定した各種ガイドラインやマニュアル及び陸前高田市が策定した各種マニュアルの内容、水災害に関する事前防災行動計画策定の動向等を踏まえ、地域防災計画上に反映すべき事項について抽出・整理する。

(4) 地域防災計画骨子の作成

現行地域防災計画の課題の抽出・整理結果をふまえ、各種災害への対応策を整理し、地域防災計画の見直しに向けた骨子の検討を行う。

なお、発注者との協議により地域防災計画骨子を現行の地域防災計画に反映させ、平成28年2月末までに提出する。

(5) 打合せ協議

本業務の着手時、中間時、取りまとめ時の計3回打合せを行う他、必要に応じて打合せを行うものとする。

### 第3章 その他

(成果品の提出)

第10条 印刷物の仕様は以下を基本として、詳細については受注者と発注者協議のうえ決定する。

- (1) 報告書 3部(キングファイル綴じ)
- (2) 電子データ 1式